

先生各位

検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0731 第 2 号にて検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 平成 25 年 8 月 1 日より適用

《新規収載項目》

検査項目	実施料 判断料	医科点数表区分	当社実施状況
マイコプラズマ抗原定性	150 点 免疫 (144 点)	「D012」感染症免疫学的検査 の「21」に準じる	未実施
	注 釈		
	マイコプラズマ抗原定性 ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。 イ 当該検査は、マイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又はマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。		

臨床検査の保険適用について(平成25年8月収載予定)

		測定項目	参考点数
①	E3 (新項目)	マイコプラズマ抗原定性	D012 21 インフルエンザウイルス抗原定性 150 点

臨床検査の保険適用について

区分 E3(新項目)

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
マイコプラズマ抗原定性	免疫クロマト法	咽頭拭い液中のマイコプラズマニューモニア抗原の検出 (マイコプラズマ感染の診断補助)	150点

<留意事項案>

マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量又はマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。

(参考)

- ・ 保険適用希望業者 アルフレッサファーマ株式会社
- ・ 商品名 プライムチェック マイコプラズマ抗原
- ・ 参考点数 D012 21 インフルエンザウイルス抗原定性 150点

臨床検査の保険適用について

区分 E3(新項目)

測定項目	測定方法	主な測定目的	点数
マイコプラズマ抗原定性	免疫クロマト法	咽頭拭い液中のマイコプラズマニューモニア抗原の検出 (マイコプラズマ感染の診断補助)	150点

<留意事項案>

マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量又はマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみを算定する。

(参考)

- ・ 保険適用希望業者 旭化成ファーマ株式会社
- ・ 商品名 リボテスト マイコプラズマ
- ・ 参考点数 D012 21 インフルエンザウイルス抗原定性 150点

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

【区 分】 E3(新項目)

【測定項目】 マイコプラズマ抗原定性

【測定方法】 免疫クロマト法

【測定内容】 咽頭拭い液中のマイコプラズマニューモニア抗原の検出

【主な対象】 マイコプラズマニューモニア感染症患者

【有用性】 PCR法(核酸検出法)、培養法と比して特異度が高く、かつ検査に要する時間は15分程度と迅速に診断することができ、臨床的に有用である。

【既存法との比較】

検査法	①分離培養法	②核酸検出法	③抗原検査法		④抗体検査法
			直接蛍光抗体法	本法	
検査時間	1～4週間	1.5時間	1時間	15分	9分～3時間
機器、設備	培養設備	増幅機器	顕微鏡	無	無
検査時期	発症後～	発症後～	発症後～	発症後～	抗体出現後(約1週間後)
採血の有無	無	無	無	無	有
保険点数	D018 細菌培養同定検査 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 160点	D023 微生物核酸同定・定量検査 4 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出、レジオネラ核酸検出、マイコプラズマ核酸検出 300点	D012 感染症免疫学的検査 23 大腸菌O157抗原定性、クラミジア・トラコマチス抗原定性、アスペルギルス抗原、マイコプラズマ抗原※ 170点	—	D012 感染症免疫学的検査 4 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量 32点

※現在製造中止となり、市販品は無い

9

【検査の流れ】

